

○個人情報の開示請求等に関する通知等の様式及び不服の申立てに関する手続に係る様式について

平成31年4月1日

- 1 個人情報の開示請求等に関する通知等の様式及び不服の申立てに関する手続に係る様式は、様式第1号から第29号のとおりとする。
- 2 前項の様式は、標準的な様式であり、実際の通知等に当たっては、適宜、必要に応じて修正の上、使用することができる。

附 則

この定めは、平成31年4月1日から施行する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

地方税共同機構
理事長 あて

氏名又は名称

住所又は居所

〒

TEL

地方税共同機構個人情報保護規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報

(請求する保有個人情報が特定できるよう、保有個人情報が記録されている情報公開文書の名称、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 求める開示の実施の方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 機構事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ()
<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

3 開示請求手数料(1件300円)

開示請求手数料の納付方法について、アからウのいずれかに○印を付してください。(アからウ以外の方法による納付は認められません。また、イの方法による場合には別途振込手数料が、ウの方法による場合には手数料がそれぞれかかります。)

納付方法	確認等	受付印
ア 機構事務所において現金で納付		
イ 銀行振込 (振込領収書の写しを必ず添付してください)		
ウ 郵便為替証書による納付		

※ この欄は記入しないでください。

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の開示について、地方税共同機構個人情報保護規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報の名称 (全部開示・部分開示)

2 不開示とした部分とその理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当機構に対して不服の申立てをすることができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、保有個人情報の種類、数量等については、下表をご覧ください。

保有個人情報の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準 (地方税共同機構の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の方法及び開示請求等に係る手数料に関する取扱細則別表を参照)	保有個人情報全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A 4判文書	①閲覧	100枚までごとにつき100円	円
A 判文書 枚 枚	②複写機により複写 (モノクロ) したものの交付	用紙1枚につき10円	円

※ 上表の右欄に記載した金額は、基本額であり、実際にかかる開示実施手数料ではありません。詳しくは、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の3をご覧ください。また、同封の説明事項についても必ずお読みください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

期間：○月○日から○月○日まで (土・日曜、祝日を除く。)

時間：9:30～12:00、13:00～16:30

場所：東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
地方税共同機構総務部にお立ち寄りください。

※ 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当部までご連絡ください。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料 (見込額)

日数：「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料 (見込額)：通常郵便物 (定型) ○○gまで○○円

【担当部等】

地方税共同機構 部

所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階

電話：03-3507-0211 FAX：03-3507-0214

<説明事項>

1 保有個人情報の開示の実施の申出について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の提出に合わせ、所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を郵送で提出する場合は、保有個人情報開示決定通知書上に記載された担当部宛にお送りください。

2 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や、部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。一旦閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「担当部等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、3(3)に記載してある郵送料（郵便切手）が必要になります。

3 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例1)

150ページある保有個人情報を閲覧する場合
100枚までごとにつき100円 →基本額200円
→手数料は無料（300円以内のため）

(例2)

150ページある保有個人情報の写し（モノクロ、A4判）の交付のみを受ける場合
用紙1枚につき10円 →基本額1,500円
→手数料は1,200円（1,500円－300円）

(例3)

150ページある保有個人情報のうち100ページを閲覧し、10ページについて写しの交付（モノクロ、A4判）を受ける場合（残りの40ページは開示を受けない）
閲覧に係る基本額100円＋写しの交付に係る基本額100円＝200円
→手数料は無料（300円以内のため）

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減免を受けることができます。減免を受けたい方は、ご相談ください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、次のいずれかの方法によって納付してください。

① 現金による納付

地方税共同機構に直接来所して納付する場合があります（釣り銭のないようにしてください。）。

② 銀行振込による納付

同封の請求書の金額を納付してください（別途、振込手数料が必要となります。）。

なお、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」提出（郵送）の際には、「振込領収書」の写し（銀行の収納印が押印されたもの）を添付してください。

3 株式会社ゆうちょ銀行の発行する為替証書による納付

「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」提出（郵送）の際に、同封の請求書の金額分ので替証書を添付してください（別途、手数料が必要となります。）。

4 不開示部分に係る不服の申立て

今回の決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当機構に対して不服の申立てをすることができます。

5 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨をあらかじめ申し出た場合は、開示を受ける当日、本通知書をご持参ください。

6 担当部等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

保有個人情報不開示決定通知書

(開示請求者) 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示について、地方税共同機構個人情報保護
規程第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した保有個人情報の名称

- 2 不開示とした理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当機構に対して不服の申立てをすることができます。

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、下記のとおり、地方税共同機構個人情報保護規程第18条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 FAX：03-3507-0214

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（開示請求者） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、下記のとおり、地方税共同機構個人情報保護規程（以下「規程」といいます。）第19条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

1 開示請求のあった保有個人情報の名称等

2 規程第19条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

3 開示決定等する期限

（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

年 月 日（ ）

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（ 第 三 者 ） 様

地方税共同機構
理事長

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について地方税共同機構個人情報保護規程（以下「規程」といいます。）第11条第1項の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、規程第20条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封の「保有個人情報の開示に関する意見書」を御提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記保有個人情報に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限
年 月 日（ ）

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電 話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（ 第 三 者 ） 様

地方税共同機構
理事長

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について、地方税共同機構個人情報保護規程（以下「規程」といいます。）第11条第1項の規定に基づく開示請求があり、開示決定等を行いたいと考えています。

つきましては、規程第20条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該保有個人情報を開示することについて御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を御提出くださいますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 規程第20条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記保有個人情報に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限
年 月 日（ ）

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電 話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

保有個人情報の開示に関する意見書

地方税共同機構
理事長 あて

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出
します。

記

1 照会のあった保有個人情報の名称等

2 意 見

上記保有個人情報の開示による支障（不利益）の有無

支障（不利益）の具体的内容

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電 話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

反対意見に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者） 様

地方税共同機構
理事長

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、地方税共同機構個人情報保護規程第20条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した保有個人情報の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

地方税共同機構
理事長 あて

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

地方税共同機構個人情報保護規程第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。
記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

日 付： 年 月 日

文書番号：20 地稅機第 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

保有個人情報の名称		種類・量
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ()	
2 複写機により複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()	

3 開示実施手数料の計算方法

同封の「計算方法」をご覧の上、次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実施の方法 (a)	算定基準 (地方税共同機構の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の方法及び開示請求等に係る手数料に関する取扱細則別表)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	b 欄と c 欄をもとに算出した額 (d)
1 閲覧	100枚までごとにつき 100円		円
2 複写機により複写したものの交付 (モノクロ・カラー)	用紙1枚につき モノクロ：10円 カラー：20円		円
基本額計			(e) 円

基本額計 (e) 円 - 300円 = 円

↑
この金額が開示実施手数料になります。

4 開示の実施を希望する日
年 月 日

5 「写しの送付」の希望の有無
有 (同封する郵便切手の額 円)
無

区 分		確認等	受付印
開示実施手数料	開示実施手数料 (3の額)	ア. 機構事務所において現金で納付	
		イ. 銀行振込	
		ウ. 為替証書 (ゆうちょ銀行発行)	
	郵送料 (5の額相当の郵便切手を添付してください。) 写しの送付を希望する場合のみ		

※この欄は記入しないでください。

【担当部等 (本書の郵送先)】

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
地方税共同機構 部

<計算方法>

1 はじめに

開示実施手数料は、地方税共同機構個人情報保護規程第23条に基づき、当機構が定めるところにより計算することとなりますが、開示の実施の方法、文書量等によって計算方法が異なりますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の3に示した計算表をもとに計算していただくこととなります。

ここでは、上記計算表の記載方法についてご説明します。

<p>※ この記載例は、150ページある保有個人情報に対して100ページを閲覧し、残り50ページについては、写しの交付を希望する場合のものです。</p>			
<p>2 求める開示の実施の方法 下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。</p>			
保有個人情報の名称		種類・量	
〇〇報告書(20〇〇年度)		A4判文書 150枚	
実施の方法			
1 閲覧	1 全部		
	2 一部(1ページから100ページまで)		
2 複写機により複写(モノクロ)したものの交付	1 全部		
	2 一部(101ページから150ページまで)		
<p>3 開示実施手数料の計算方法 同封の「計算方法」をご覧の上、次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。</p>			
実施の方法(a)	算定基準(地方税共同機構の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の方法及び開示請求等に係る手数料に関する取扱細則(別表))	左の実施方法で開示を希望する文書量(c)	b欄とc欄をもとに算出した額(d)
1 閲覧	100枚までごとにつき100円	100ページ	100円
2 複写機により複写(モノクロ)したものの交付	用紙1枚につき10円	50ページ	500円
		基本額計	(e) 600円
<p>基本額計(e) <input type="text" value="600"/>円 - 300円 = <input type="text" value="300"/>円</p> <p style="text-align: center;">↑ この金額が開示実施手数料になります。</p>			

2 計算表の各欄の説明・記載方法

- a 欄：開示請求のあった保有個人情報について、可能な開示の実施方法を列挙してあります。
- b 欄：a 欄に示した方法によった場合の算定基準を示してあります。
- c 欄：左のa 欄の実施方法で開示を希望する文書量を記載してください。
- d 欄：b 欄とc 欄をもとに算出した金額を記載してください。
- e 欄：d 欄と縦計を記載してください。

ここまで計算表を作成しましたら、e 欄の金額から300円を差し引いてください。この差し引いた金額が開示実施手数料になります。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

地方税共同機構
理事長 あて

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

保有個人情報開示決定通知書（ 年 月 日付け地税機第 号）により通知のありました保有個人情報について、既報のとおり開示を受けるので、地方税共同機構個人情報保護規程第21条第3項に基づき、申出をします。

○ 開示実施手数料

	納付方法	確認等	受付印
開示実施手数料 <input type="text"/> 円 (郵送料を除く)	ア. 機構事務所において現金で納付		
	イ. 銀行振込(振込領収書の写しを必ず添付してください。)		
	ウ. 為替証書による納付		

※この欄は記入しないでください。

○ 写しの送付による場合：同封する郵便切手の額 円分

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 FAX：03-3507-0214

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、下記のとおり、地方税共同機構個人情報保護規程第28条第2項の規定に基づき、訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 訂正請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 FAX：03-3507-0214

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（開示請求者） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、下記のとおり、地方税共同機構個人情報保護規程（以下「規程」といいます。）第29条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 訂正請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 規程第29条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 訂正決定等する期限

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（訂正請求者） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正について、地方税共同機構個人情報保護規程第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり、訂正することとしましたので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称
- 2 訂正請求の趣旨
- 3 訂正決定をする内容及び理由
(訂正内容)

(訂正理由)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当機構に対して不服の申立てをすることができます。

【担当部等】

地方税共同機構 部

所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電 話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について

(訂正請求者) 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正について、地方税共同機構個人情報保護規程第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり、訂正しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の名称
- 2 訂正請求の趣旨
- 3 訂正をしないこととした理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当機構に対して不服の申立てをすることができます。

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

ウ 本人の状況等（代理人が請求する場合にのみ記載してください）

（ア） 本人の状況

① 未成年者（ 年 月 日生） ② 成年被後見人

（イ） 本人の氏名（ふりがな）

（ウ） 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類（請求資格確認書類）を提示又は提出してください。

① 戸籍謄本 ② その他（ ）

※ この欄は記入しないでください。

担当部等	
備考	

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

（利用停止請求者） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、下記のとおり、地方税共同機構個人情報保護規程第35条第2項の規定に基づき、利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

【担当部等】

地方税共同機構 部

所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電 話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（利用停止請求者） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、下記のとおり、地方税共同機構個人情報保護規程（以下「規程」といいます。）第36条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 利用停止請求のあった保有個人情報の名称等
- 2 規程第36条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 利用停止決定等する期限

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 FAX：03-3507-0214

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

（利用停止請求者） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の利用停止について、地方税共同機構個人情報保護規程第34条第1項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止することとしましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称
- 2 利用停止請求の趣旨
- 3 利用停止決定をする内容及び理由
(利用停止決定の内容)

(利用停止の理由)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当機構に対して不服の申立てをすることができます。

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について

(訂正請求者) 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付で請求のありました保有個人情報の利用停止について、地方税共同機構個人情報保護規程第34条第2項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称
- 2 利用停止請求の趣旨
- 3 利用停止をしないこととした理由

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当機構に対して不服の申立てをすることができます。

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

開示実施手数料の減額（免除）申請書

地方税共同機構
理事長 あて

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

地方税共同機構の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の求めに応じる手続き及び開示請求等に係る手数料に関する取扱細則第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった保有個人情報の名称等

(年 月 日付け20 地税機第 号)

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

② その他

(注) ①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○印を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○印を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、地方税共同機構の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の求めに応じる手続き及び開示請求等に係る手数料に関する取扱細則第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる保有個人情報の名称とその開示の実施方法

保有個人情報の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

地税機第 号
年 月 日

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付で請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、地方税共同機構の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の求めに応じる手続き及び開示請求等に係る手数料に関する取扱細則に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる保有個人情報の名称とその開示の実施方法

保有個人情報の名称：

開示の実施方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（注）開示の実施を受ける場合には、上記2の開示実施手数料の追納が必要です。

様式第24号 諮問書（開示決定等）

地稅機第 号
年 月 日

諮 問 書

機構処理稅務情報保護委員会 様

地方稅共同機構
理事長

地方稅共同機構個人情報保護規程第17条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、不服の申立てがあったので、同規程第38条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 不服の申立てに係る保有個人情報 の名称	
2 不服の申立てに係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等した者 (3) 開示決定等の概要
3 不服の申立て	(1) 不服の申立日 (2) 不服の申立人 (3) 不服の申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 (写し) ② 保有個人情報開示決定等通知書 (写し) ③ 不服の申立書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料 (第三者からの反対意見書等)
7 担当部署、担当者名、電話、住 所等	地方税共同機構 部 所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階 電 話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

様式第24号－2 諮問書（訂正決定等）

地稅機第 号
年 月 日

諮 問 書

機構処理稅務情報保護委員会 様

地方稅共同機構
理事長

地方稅共同機構個人情報保護規程第27条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、不服の申立てがあったので、同規程第38条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 不服の申立てに係る保有個人情報 の名称	
2 不服の申立てに係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等した者 (3) 訂正決定等の概要
3 不服の申立て	(1) 不服の申立日 (2) 不服の申立人 (3) 不服の申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書 (写し) ② 保有個人情報訂正決定等通知書 (写し) ③ 不服の申立書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 担当部署、担当者名、電話、住所等	地方税共同機構 部 所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階 電話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

様式第24号－3 諮問書（利用停止決定等）

地税機第 号
年 月 日

諮 問 書

機構処理税務情報保護委員会 様

地方税共同機構
理事長

地方税共同機構個人情報保護規程第34条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、不服の申立てがあったので、同規程第38条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 不服の申立てに係る保有個人情報 の名称	
2 不服の申立てに係る利用停止決 定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等した者 (3) 利用停止決定等の概要
3 不服の申立て	(1) 不服の申立日 (2) 不服の申立人 (3) 不服の申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書 (写し) ② 保有個人情報利用停止決定等通知書 (写し) ③ 不服の申立書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 担当部署、担当者名、電話、住 所等	地方税共同機構 部 所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階 電 話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

地税機第 号
年 月 日

機構処理税務情報保護委員会への諮問について（通知）

（不服の申立人等） 様

地方税共同機構
理事長

年 月 日付けの地方税共同機構理事長に対する不服の申立てについて、下記のとおり地方税共同機構個人情報保護規程第38条第2項の規定により通知します。

記

1 不服の申立てに係る保有 個人情報の名称	
2 不服の申立てに係る開示 決定等	
3 不服の申立て	(1) 不服の申立日 (2) 不服の申立ての趣旨
4 諮問日・諮問番号	年 月 日・ 号

【担当部等】

地方税共同機構 部
所在地：〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館6階
電話：03-3507-0211 F A X：03-3507-0214

注) 「2 不服の申立てに係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類（開示決定、部分開示決定、不開示決定、訂正決定、不訂正決定、利用停止決定又は不利用停止決定）を記載すること。

開示請求手数料還付請求書

開示請求者			
開示請求年月日			
開示請求に係る保有個人情報			
還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関	口座振込	銀行等名称	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所 漁協
		預金種類	1 普通口座(総合口座) 2 当座預金 別段
		口座番号	銀行番号 支店番号 口座番号 — —
還付金額	円		
還付理由			
<p>上記のとおり、開示請求手数料の還付を請求します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名 印</p> <p>地方税共同機構 理事長 あて</p>			
<p>還付請求事由及びその金額は、事実と相違ないことを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>職名</p> <p>氏名 印</p>			

備考

- 1 用紙の大きさ及び紙質は適宜とする。
- 2 証明欄は、本開示請求案件に係る担当部長が記名押印する。

年 月 日

地方税共同機構
理事長 あて

氏 名
住 所

印

年 月 日付け地税機第 号の開示決定（又は不開示決定、訂正決定、不訂正決定、利用停止決定、不利用停止決定）について、地方税共同機構個人情報保護規程第37条に基づき、下記のとおり、不服申立てをします。

記

- 1 不服申立てに係る決定の内容
- 2 不服申立てに係る決定があったことを知った年月日
- 3 不服申立ての趣旨及び理由

決 定 書

不服申立人

氏 名

住 所

上記不服申立人から 年 月 日付けをもって提起された地方税共同機構個人情報保護規程第 条第 項の規定に基づく保有個人情報開示決定（又は不開示決定、訂正決定、不訂正決定、利用停止決定、不利用停止決定）に係る不服の申立てについては、次のとおり決定します。

主 文

.....

不服の要旨

.....

決定の理由

.....

よって主文のとおり決定する。

年 月 日

地方税共同機構
理事長

様式第29号

年 月 日

振込案内

〇〇 〇〇 様

開示請求手数料 ¥〇〇〇〇
(開示実施手数料)

【振込先】

口座名：地方税共同機構

(チホウゼ`イキョウト`ウキコウ)

〇〇〇〇銀行	〇〇〇店	普通	〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇銀行	〇〇〇部	普通	〇〇〇〇〇〇〇

【お問合せ】

地方税共同機構 総務部

TEL：03-3507-0211